

「ごみの出し方」広告掲載に関する基準

(目的)

第1条 この基準は、大山崎町有料広告掲載の取扱いに関する要綱に基づき、大山崎町（以下「町」という。）が作成するごみの出し方への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の位置)

第2条 広告の掲載位置は、町が指定した位置とする。

(掲載規格)

第3条 掲載規格は、1区画につき縦3.5cm 横9cm とする。

(掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は1年間とする。ただし、広告掲載申込者が引き続き掲載を希望するときは、1年を単位として掲載期間を延長することができる。

(掲載募集枠等)

第5条 募集する広告の枠（以下「募集枠」という。）は4区画とする。なお、広告掲載希望数が募集枠の数に満たないときは、複数の募集枠の利用を認めることができる。

(広告内容)

第6条 広告のデザイン及び内容などは、ごみの出し方のイメージを損なうことのないよう、広告主と調整してから掲載するものとする。

(その他)

第7条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この基準は、令和6年2月13日から施行する。